

清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務一式に関する公募要領

件名：国立中央青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務一式

1. 趣旨

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立中央青少年交流の家の施設内に清涼飲料水等（自動販売機）の提供

2. 自動販売機の設置場所及び利用者月別数

別紙1「令和5年度利用者数（予定）」及び別紙2「自動販売機設置図面」参照。

3. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条に該当しない者であること。
- (2) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国または地方公共団体等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

〒412-0006 静岡県御殿場市中畑2092-5

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立中央青少年交流の家 総務・管理係

TEL 0550-89-2022

FAX 0550-89-2025

E-mail fujinosato-skk@niye.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

- ① 用紙サイズをA4判、横書きとし、件名と企画提案者名を記載のうえ5部（本紙1部、写し4部）提出すること。
- ② 提出方法は、郵送又は持参することとする。
- ③ 郵送の場合は、簡易書留または宅配便等で送付すること。
- ④ 企画提案書を提出する際には、件名、組織の代表者名、連絡担当者の所属、氏名、電話番号を表紙に明記すること。

(3) 提出書類

- ① 企画提案書（様式任意）
- ② 企画提案による資料（カタログ等）
- ③ 従業員に対する安全管理、安全運転、マナー等についての教育マニュアル
＜企画提案書に盛り込むべき内容＞
 - ・仕様書に基づき提案を行うこと。
 - ・自動販売機設置の流れをフロー図（設置方法と設置に伴う実施日程などが分かるよう、図面などを用いて記述すること。）で提示すること。
 - ・清涼飲料水等の提供する内容が分かる資料を提示すること。
 - ・売上見込に対する提案台数毎の販売手数料の1ヶ月分の内訳を記述すること。
 - ・1台当たりの想定される年間の消費見込電力量と季節に応じた月毎の内訳・根拠を

記述すること。

- ・その他、本業務の実施に必要な事項、内容、方法等があれば記述すること。
- ・参考見積書（飲料水等の品名と価格の内訳を記述すること。）

(4) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：令和5年8月15日（火）17時必着

提出先：上記(1)に示す場所。

(5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。
また、提出された企画提案書等については返却しない。

5. 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会により、以下の方法により、審査を行う。

- ①提出された企画提案書による書類選考。
- ②必要に応じてヒアリングを行う。

(2) 選定結果の通知

令和5年9月6日（水）にすべての企画提案者に選定結果を通知する。

6. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に契約条件を調整するものとする。
なお、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

7. スケジュール

- (1) 公募開始：令和5年7月18日（火）
- (2) 公募内容に関する質疑書提出期限：令和5年7月25日（火）
- (3) 質疑書の回答期日：令和5年8月3日（木）
- (4) 公募締切：令和5年8月15日（火）
- (5) 業者決定：令和5年9月6日（水）
- (6) 契約期間：令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

8. その他

業務実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

仕 様 書

1. 件 名

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立中央青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務一式

2. 予定利用者数（年間）※別紙1「令和5年度利用者数（予定）」参照

約15万人（令和5年度利用者数（予定）（宿泊利用者及び日帰利用者合計））

3. 設置図面

別紙2「自動販売機設置図面」のとおり

4. 履行場所

所在地：静岡県御殿場市中畑2092-5

施設名：独立行政法人国立青少年教育振興機構国立中央青少年交流の家

5. 契約期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

6. 設置条件

(1) 商品の選定について

①清涼飲料水等（以下、「商品」という。）の選定については、契約締結後、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。（提案にあたっては提案段階で提供可能な商品ラインナップを提示すること。）

②商品は、契約後も変更ができるものとする。

③商品の価格は、通常の小売価格を上限とする。

④当施設周辺の気候・季節に対応した商品への切り替えを適時に行うようにする。

⑤飲料のみとせず、栄養補助食品等の提供を行うこと。

(2) 商品の補充と空き缶の回収について

受注者は、当施設の利用者数（別紙1「令和5年度利用者数（予定）」参照）、自販機の売上げ、気候及び季節等を考慮の上、商品の補充、空き缶の回収等を行うにあたり、以下のとおり行うものとする。

①商品の補充を定期的に行い、欠品にならないようにする。また、発注者より欠品の連絡を受けた場合、受注者は速やかに対応するものとする。

②商品の補充の時間帯や方法等については、利用者の利便性・安全性を重視し、発注者の指示に従うものとする。

③当施設が青少年教育施設であることを鑑み、受注者は回収容器をビン、缶、ペットボトルの別に設置し、自動販売機にゴミの分別を促す掲示を行う。また、宿泊棟内に設置したもの以外の回収容器については、商品補充の際、空き缶等を定期的に回収するものとする。

④回収容器は分別回収とし、空き缶等の再資源化に努めるものとする。

⑤受注者は、空き缶等を処理するとともに、空き缶回収容器及び周辺の環境美化に努めるものとする。

⑥受注者は、衛生上の観点から、空き缶等の回収及び回収容器の清掃を定期的に行うものとする。

⑦受注者は、衛生上の観点から、賞味期限切れ等の商品に係る問題が生じないよう管理を徹底するものとする。

- (3) 自動販売機の機種について
- ①自動販売機の機種は、低消費電力や夜間消灯など、自然の中にある施設であることを考慮したものとする。
 - ②青少年が利用することを鑑み、自動販売機の設置については転倒防止等の措置を行う。
 - ③災害救援自動販売機を設置する。
 - ④自動販売機のデザインは、周辺環境（施設等を含む）に合わせた色合いとするよう考慮する。
 - ⑤電子マネーが使用できる機種の設置を考慮する。
- (4) 自動販売機の保守について
- ①受注者は、損壊、運転の不円滑等の故障に速やかに対応するものとする。
 - ②受注者は、自動販売機の正面に、故障等の場合の連絡先を分かりやすく表記するものとする。
 - ③受注者は、料金を入れても商品が出ないといった苦情等の問合せについては、適切、迅速かつ誠意ある対応を行い、トラブルの無いようにする。
 - ④当所が、青少年に対し、様々な体験活動の機会を提供する施設であることを鑑み、受注者は、本業務にあたる従業員に対し、安全管理、安全運転、マナー等の教育を徹底するものとする。
- (5) 手数料について
- ①受注者は、商品の販売に際し、基本手数料及び販売手数料を、四半期毎に、発注者に納めるものとする。
 - ②基本手数料は、自動販売機全台数の1ヶ月当たりの電気料金に相当する金額とする。
 - ③販売手数料は、自動販売機毎に設定・提案した販売手数料率を販売数に乗じた金額とする。
- (6) 売上報告について
- 受注者は、自動販売機毎に商品の売上を、売上月の翌月の20日までに発注者に報告するものとする。
- (7) その他
- その他必要な事項を提案するものとする。

7. 自動販売機の設置・撤去及び維持管理に関する経費の負担

- (1) 発注者は次の経費を負担するものとする。
- ①自動販売機の設置に必要な電源設備など、設置場所の整備に係る経費。
 - ②その他、受注者と協議の上、発注者が負担することとした経費。
- (2) 受注者は次の経費を負担するものとする。
- ①(1)を除く、自動販売機の設置及び撤去に伴う経費。
 - ②自動販売機の維持管理に必要な経費。
 - ③その他、発注者と協議の上、受注者が負担することとした経費。

8. その他

- (1) 受注者は、契約の終了等により発注者から自動販売機を撤去する場合は、原状回復するものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、あるいは、その解釈について疑義が生じた事項については、その都度、発注者・受注者協議の上、定めるものとする。

令和5年度利用者数

	総利用者数[総合計](人)
令和5年4月	12,694
令和5年5月	18,226
令和5年6月	16,584
令和5年7月	14,098
令和5年8月	17,951
令和5年9月	14,131
令和5年10月	11,867
令和5年11月	26,033
令和5年12月	4,151
令和6年1月	2,854
令和6年2月	3,085
令和6年3月	8,080
合 計	149,754

○2023年11月～3月は2022年度の数値を用いている。

自動販売機 設置図面 (別紙 2)



- 1 ケアルーム前
 - 2 体育館外
 - 3・4 体育館内
 - 5・6 守衛室入口
 - 7・21 物干場外
 - 8~11 食堂入口前
 - 12~15 ほっとルーム内
 - 16・17 研修館富士ピロティ
 - 18~20, 22~25 各宿泊棟内
 - 26 柔剣道場入口
- (参考)
- ほっとルーム内
 - 12: 缶・ペット
 - 13: 紙コップ飲料
 - 14: 軽食
 - 15: アイス

清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務の業者選定評価表

企画提案者名：

委員名：

仕 様	評価点				意 見
	大変 優れている	優れている	普通	劣っている	
(1) 商品について					
① 当所と協議の上、決定する清涼飲料水等の選定については、多種多様な製品から選別することが可能となっているか。	3	2	1	0	
② 商品の補充頻度や体制は十分なものとなっているか。	4	3	2	1	
③ 空き缶回収、環境美化及び空き缶の再資源化を行うにあたり、その頻度や体制は十分なものとなっているか。	4	3	2	1	
(2) 自動販売機の保守対応					
① 故障等の対応については、速やかに対応を行うよう提案されているか。	3	2	1	0	
② 利用者等の苦情等の問合せについては、誠意ある対応を行い、トラブルの発生を防ぐような体制となっているか。	3	2	1	0	
③ 受注者において保守業務を行う従業員に対する社員教育は適切に実施されているか。	3	2	1	0	
(3) 自動販売機について					
① 低消費電力、夜間及び利用の少ない時間帯の消灯が行われるなど、環境に配慮した機種となっているか。	3	2	1	0	
② 事故発生の防止のための自販機の転倒防止措置について、具体的な提案がされているか。	3	2	1	0	
③ 災害救援自動販売機の設置にあたり、当施設の利用者数等の数字を反映した適切な設置計画が提案されているか。	3	2	1	0	
(4) 清涼飲料水等の料金					
① 料金設定は利用者にとって、有利なものとなっているか。	3	2	1	0	
(5) 手数料					
① 販売手数料(売上に対する料率)は当機構にとって有利なものとなっているか。	20	15	10	5	
(6) 自動販売機のデザイン					
① 当所を含めた周辺環境に配慮したデザインの導入について、特段の提案がなされているか。	3	2	1	0	
(7) 経費等の負担について					
① 施設が有利となっているか。(受注者が発注者の経費負担を行うよう提案があるか)	3	2	1	0	
(8) ワーク・ライフ・バランス等の取組について					
以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定） ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準を満たすこと）＝0.5点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準を満たすこと）＝1点 ・認定段階3＝1.5点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.2点 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ・くるみん認定＝0.5点 ・プラチナくるみん認定＝1点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースユール認定＝1点 ○上記委該当する認定等を有しない＝0点 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	1.5	1	0.5	0.2	
(9) その他					
① その他、施設に合わせた企画提案が出されているか。	3	2	1	0	
合 計					

【評価基準】

- (1)(2)(3) 及び (8)①の評価基準 大変優れている＝4点 優れている＝3点、普通＝2点
- (5)の加点基準、1位は20点、2位は15点、3位は10点 4位は5点 以降は加点しない。
- (8)①の評価基準 仕様内の評価に準じて加点
- その他の項目の評価基準 大変優れている＝3点、優れている＝2点、普通＝1点